

事 務 連 絡

平成30年11月9日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局 運輸部長 殿

国土交通省自動車局総務課企画室長  
国土交通省自動車局旅客課長

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律  
並びに関連する政省令及び告示の施行について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第32号）が平成30年5月25日に公布され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成30年政令第297号）により、同法の規定の一部が平成30年11月1日（他の規定は平成31年4月1日）から施行されることとなった。

また、あわせて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成30年政令第298号）、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成30年国土交通省令第81号）及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示」（平成30年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）が施行されることとなった。

については、同法の施行に際しこれが円滑に施行されるよう、関係者へ周知徹底を図られたい。

なお、本件については、日本バスターミナル協会会長、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長、及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。